

とよた  
豊田

# にこにこ わくわく プラン

とよた し わかものけいかく  
豊田市こども・若者計画

こどもたちの笑顔があふれるまち とよた

令和7（2025）年3月

◆ 豊田市



## ごあいさつ

本市は、平成 19（2007）年に愛知県で初めて「豊田市子ども条例」を制定し、こどもの権利を保障し、社会全体でこどもの育ちを支え合うことで、こどもにやさしいまちの実現を目指してきました。

そして令和 7（2025）年 1 月、本市は中部地方で初となる「ユニセフ日本型子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）実践自治体」として承認されました。これは、本市が先進的にかつ長きにわたり実施してきたこども施策が評価されたものと考えております。これからも、こどもにとって最も良いことは何かを、こどもたちを始めとする市民の皆様と共に考えながら施策に取り組んでまいります。



本計画の基本理念である「こどもたちの笑顔があふれるまち とよた」を実現するためには、子育て世帯等のこどもと直接向き合う大人が笑顔になれる環境づくりも重要です。本市が有する様々な資源を活用しながら、豊田市ならではの子育て支援施策を進めるとともに、市民の皆様へ積極的に情報発信してまいります。

「こどもにやさしいまち」は、「子育てしやすいまち」「みんなにやさしいまち」になります。「豊田で育てよかった」「豊田で子育てして良かった」「豊田に住み続けたい」と思っただけよう、こどもから大人まで、みんなの笑顔があふれ、「にこにこ わくわく」できるまちづくりを進めてまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議の委員の皆様、アンケート調査やパブリックコメント、こどもワークショップで貴重なご意見をお寄せいただいた多くの皆様に心から感謝申し上げます。今後も、本市のこどもにやさしいまちづくりへのご支援、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

令和 7 年 3 月

豊田市長 太田 稔彦

# 目次

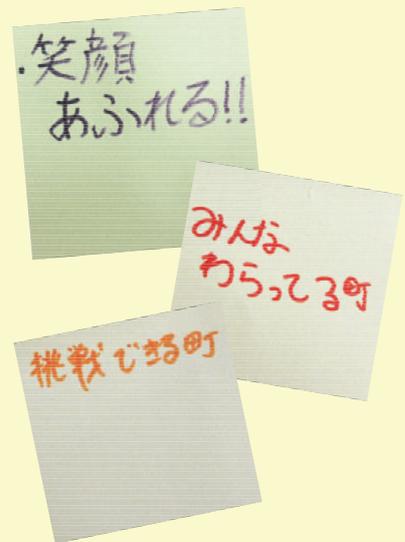
<b>第1章 はじめに</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の背景 .....	2
2. 計画の位置付け .....	6
3. 計画の対象 .....	6
4. 計画の期間 .....	7
5. SDGsの視点 .....	7
6. とよたローカルゴール.....	8
<b>第2章 豊田市のこども・若者を取り巻く現状と課題</b> .....	<b>9</b>
1. こども・若者を取り巻く現状.....	10
2. 第3次子ども総合計画の主な取組・成果・課題.....	26
<b>第3章 計画の基本的な考え方と施策の展開</b> .....	<b>29</b>
1. 計画の基本理念と基本方針.....	30
2. 計画の体系 .....	31
3. 重点プロジェクト.....	32
4. 施策の展開 .....	44
<b>第4章 子ども・子育て支援事業計画</b> .....	<b>57</b>
1. 子ども・子育て支援新制度について.....	58
2. 教育・保育提供区域について.....	62
3. 教育・保育の量の見込みと確保の内容.....	64
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容.....	76
5. 教育・保育の一体的提供とその推進体制の確保について.....	89
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施について.....	90
<b>第5章 ユニセフ日本型CFCI実践自治体</b> .....	<b>91</b>
1. ユニセフ日本型CFCI実践自治体とは.....	92
2. 今後の取組 .....	93
3. ユニセフ日本型CFCIチェックリストの設定.....	93
<b>第6章 計画の推進</b> .....	<b>95</b>
1. 計画の推進体制 .....	96
2. 計画の評価方法 .....	97
<b>資料編</b> .....	<b>99</b>
1. 策定経緯 .....	100
2. 市民参画 .....	101

## 豊田 にこにこ わくわく プラン

本計画の正式名称は「豊田市こども・若者計画」としますが、こどもたちと一緒に作りあげてきた計画であり、今後もこどもたちと共に計画を推進していきたいという思いから、こどもたちに親しみを持ってもらえるよう愛称を設定します。

愛称は、こどもワークショップにおいて、豊田市の目指すまちの姿を考えたときに、こどもたちから提案のあった計画名である「豊田 にこにこ わくわくプラン」とします。

表紙・中扉の文字は、市内のこどもたちがワークショップで書いた直筆の「目指すまちの姿」です。



### 【用語の定義】

- ・本計画でいう「こども」とは若者も含まれます。
- ・ただし、若者を明確に打ち出したい場合は、「若者」の語を用いています。
- ・法令に根拠がある語や固有名詞を用いる場合については「子ども」の語を用いています。  
(例：豊田市子ども条例など)

